

基本目標（案）について

○ 第2次山梨県食の安全・安心推進計画（案）

計画の基本目標は、条例の基本理念を踏まえ、次のとおりとする。

※第1次計画で掲げてきた考え方を継承

<基本目標>

- ① 生産から販売に至る一連の工程の各段階における安全性の確保に向けた法令順守の徹底・的確な監視指導
- ② 消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報の提供
- ③ 食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備
- ④ 食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進

【参考】

山梨県食の安全・安心推進計画

<基本理念>（条例第3条）

- 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務または役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。